

意見書

平成 23 年 4 月 4 日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部料金サービス課 殿

郵便番号

電話番号

メールアドレス

「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2010年)(案)に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

要 旨

NTT 東西社と競争接続事業者（通信キャリア他社）との間で、設備・サービス競争が不公平になってしまう理由が 2 つある。

1 つ目は、NTT 持ち株会社が、設備を占有しているながら、36%政府（納税者）出資を得ていることである。

2 つ目は、NTT 東西社を含む NTT グループが、持ち株会社制度を採用してしまっていることである。

NTT 東西社の光ファイバー網は、完全民間資本企業の資産ではなく、納税者との共有資産である。しかしながら、NTT 東西社は、持ち株会社 100%出資の非上場企業である。

従って、（光ファイバー網を含む）納税者との共有資産を無駄なく活用しようとする、IT 個人ユーザの要望を、株主共益権の発動を通じて主張することさえ難しい。

現状では、持ち株会社筆頭株主である財務大臣の意向に、すべてを委ねざるを得ない。

NTT 東西社が、地方の交換機技術電話事業（銅線ケーブル網）で採算を確保することは難しい。だが、地方の高速ブロードバンド・IP 電話事業（光ファイバー網）では、IRU 方式が採用されていたり、ADSL 事業者やケーブル TV 事業者だけが、ブロードバンドサービスを提供するケースもある。不採算性は極力回避されている。従って、持ち株会社への政府出資は不要である。

（NTT グループを含む接続事業者及び政府からの共同出資による）

アクセス回線会社を新規設立することが、ソフトバンク社によって提案された。構内交換機等へ設備投資を実施した事業者ユーザらの財務を考慮すべきで、NTT 東西社は、銅線ケーブル網から光ファイバー網へ、短期間に切り替えるべきでないとする。だが、その一方で、ブロードバンド通信設備へこれから投資したい事業者ユーザも存在する。そうした事業者ユーザのビジネス領域が、NTT 持ち株会社子会社のビジネス領域と重複している場合には、光ファイバー網への移行計画を事前に把握している子会社側が、営利的に有利になってしまう。従って、NTT 東西社は、銅線ケーブル網から光ファイバー網への移行計画を、むしろ明確に公表すべきである。純粋な事業者ユーザと、持ち株会社子会社との間の、設備競争・サービス競争が不公平である。従って、持ち株会社への政府出資は不要である。

NTT 持ち株会社傘下には、情報処理システム事業を行なう東証 1 部上場 NTT データ社も含まれる。同社は、持ち株会社を筆頭株主としており、その出資率は 54%にも及ぶ。また、同社は、電電公社時代から、中央官公庁・地方行政府との取引を継続している。高率高位出資することは、政府の保身策（行政に関わる秘匿事項を管理するために、子会社をも含めた NTT 企業群への監督権限を強く保持し続けていきたい。）のように受け止めることもできる。持ち株会社へまで包括的に（持ち株会社を介して間接的に）資本金を注入してしまうことが、ブロードバンド通信における事業者間競争の妨げとなっており、持ち株会社への政府出資は不要である。

持ち株会社傘下の総合研究所群も、税金によって、その屋台骨を支えられている存在だと言える。総合研究所群で研究開発された技術が源となって、銅線ケーブル網や光ファイバー網等の占有設備に対して、NTT 東西社による独自規格や独自ルールが制定されている。汎用化・共用化に対する配慮が欠けており、競争接続事業者を排除する要因となっている。それでも、持ち株会社へ政府出資が必要なのだろうか？

NTT グループにおける持ち株会社制度を、どのようにあらためるべきか、下記 6 点を提案する。

- 1: 現行持ち株会社をいったん解散する。
- 2: NTT 東社、NTT 西社、NTT コミュニケーションズ社（長距離電話）を統合した会社を、設備利用会社として新規設置する。
- 3: ユニバーサルサービス負担を前提に、上記 2 の新設会社に政府が出資する。
- 4: NTT グループ保有のボトルネック設備を、上記 2 とは別の設備保有会社へ移行し、完全別資本金会社として新規設置する。
- 5: 持ち株会社と東証 1 部上場子会社 3 社（データ社、ドコモ社、都市開発社）との、親子上場を中止する。
- 6: 現状では、持ち株会社を経由して総合研究所群へ政府が出資している。そこで、まず持ち株会社を解散する。次に、総合研究所群を、上記 2、4 とは別の完全民間資本金会社として新規設置する。競争接続事業者（通信キャリア他社）が、この会社へ出資可能とする。

( 別 紙 )

## 目 次

p.3	1.	NTT 東西社と通信キャリア他社との競争が、不公正・不公平となってしまう本質的な理由
p.3	1-1.	完全民間資本の株式会社が光ファイバー網を設置したのではない！
p.3	1-2.	IT 個人ユーザ（納税者）の声は、筆頭株主（財務大臣）へ届いているのだろうか？
p.4	2.	NTT 持ち株会社が 36%政府出資株式会社である理由とは？
p.4	2-1.	NTT グループが政府からの出資を必要とする理由
p.5	2-2.	政府が NTT グループへの出資を必要とする理由
p.6	2-3.	NTT グループ・政府の両者が政府出資を必要とする理由
p.7	3.	NTT グループにおける持ち株会社制度を、どのようにあらためるべきであろうか？
p.7	3-1.	持ち株会社の解散と同時に、親子上場の中止が必要である！
p.10	3-2.	持ち株会社の解散と同時に、政府出資先の限定化が必要である！
p.10	3-3.	持ち株会社の解散と同時に、NTT 総合研究所群の完全別資本公司化が必要である！

## 本 文

### 1. NTT 東西社と通信キャリア他社との競争が、不公正・不公平となってしまう本質的な理由

( 通信設備の設置・保有・利用に関する ) NTT 東西社と通信キャリア他社との競争が、不公正・不公平となってしまう本質的な理由が 2 つある。

1 つ目は、NTT 持ち株会社が、株式会社とは言え 36%もの政府出資を得ていることである。

2 つ目は、そもそも NTT 東西社を含む NTT グループが、持ち株会社制度を採用してしまっていることである。

#### 1-1. 完全民間資本の株式会社が光ファイバー網を設置したのではない！

持ち株会社傘下の NTT 東西社が保有する光ファイバー網は、政府出資（言い換えれば、税金）を元手に設置された、納税者との共有資産である。旧電電公社が占有していた既得権を一切引き継がぬ、完全民間資本の新設株式会社が、日本最大規模の光ファイバー網を設置したのではない。

## 1-2. IT 個人ユーザ（納税者）の声は、筆頭株主（財務大臣）へ届いているのだろうか？

NTT グループは持ち株会社制度を採用している。

非上場非公開 NTT 東西社の 100%出資株主（単独株主）は、NTT 持ち株会社である。

つまり、IT 個人ユーザが、

個人株主として NTT 東西社の定時株主総会に出席し、質問や意見を述べる機会はない。

「休眠光ファイバーを稼働させてコストを下げ、ブロードバンド利用料金を値下げして欲しい。」と、

IT 個人ユーザが NTT 東西社へ要望を述べる機会はない。

あるいは、

「交換機電話網と IP 電話網との二重投資を避け、ブロードバンド利用料金だけでなく、

固定電話基本料金も値下げして欲しい。」と、

IT 個人ユーザが NTT 東西社へ要望を述べる機会も無い。

加えて、NTT 持ち株会社の個人株主が、

NTT 持ち株会社の定時株主総会に出席し、持ち株会社の子会社（NTT 東西社）に関する質問をしても、

満足な回答を得ることはできない。（それが、持ち株会社制度というものである。）

それでは、

せめて持ち株会社の筆頭株主であれば、IT 個人ユーザを代表して、

彼らが抱える疑問や不満を、NTT 東西社へ伝えてくださるのであろうか？

NTT 持ち株会社の圧倒的筆頭株主とは、財務大臣である。

## 2. NTT 持ち株会社が 36%政府出資株式会社である理由とは？

そもそも、NTT グループと政府は、

政府が NTT 持ち株会社へ出資することに、なぜそこまで固執するのだろうか？

### 2-1. NTT グループが政府からの出資を必要とする理由

NTT 東西社が、

地方の交換機技術電話事業（銅線ケーブル網）で採算を確保することは、

（旧国鉄の地方路線事業や、電力会社の地方配電事業と同様に、）難しいと思われる。

NTT ユーザからユニバーサルサービス料を徴収することに加え、持ち株会社への政府出資を得ることで、

NTT 東西社は、財務面でのサポートを得る必要があるのかもしれない。

ただし、地方の高速ブロードバンド・IP 電話事業（光ファイバー網）に関しては状況が異なる。

例えば、IRU 方式を適応して、

光ファイバー網への設備投資を、地方政府の予算に依存してしまうケースがある。

また、光ファイバー網へ投資しきれず、ADSL やケーブル TV の接続事業者だけが、

ブロードバンド通信（BB 通信）を提供する地方も多い。

NTT 東西社は、

高速ブロードバンド・IP 電話事業における不採算性を極力回避していることになる。

( NTT グループを含む接続事業者及び政府からの共同出資による )

独立資本アクセス回線会社を新規設立することが、2010 年 10 月に、ソフトバンク社によって提案された。同社を設立することで、下記 2 点を達成可能だとされている。

- 1) 銅線ケーブル網を撤去し、光ファイバー網との二重投資を回避できる。
  - 2) IP 固定電話基本料金 + 光 BB 通信利用料金、の合計金額を、現在の、交換機技術固定電話基本料金 + ADSL 通信利用料金、と同程度へ値下げできる。
- だが、NTT 持ち株会社は、下記 2 点を理由にこれを拒絶した経緯がある。
- 1] 固定電話だけ使用できれば良いとする個人ユーザもおり、光ファイバー網へ切り替えることを強制できない。
  - 2] 構内交換機等への設備投資をしている事業者ユーザもおり、顧客先財務に与えてしまう影響を考えると、短期間に光ファイバー網へ切り替えることはできない。

光ファイバー網を設置することは、

個人ユーザに対して、ISP への加入や BB 通信インターネットの利用を強制することではない。交換機技術時代と同じような使い勝手、同じような料金で、個人ユーザが IP 固定電話を利用できれば、本質的な問題は発生しないはずである。

( 現状では、104 電話番号案内等が使いづらいかもしれない。

ただ、そのこと自体が、光ファイバー網設置を否定する理由にはならないであろう。 )

( また、安定した接続を確保できる無線電話技術も現存するのであれば、

光ファイバー網とコスト比較を実施した上で、代替設備の候補として考慮すべきである。 )

事業者ユーザに対する影響を、本当の意味で考えるのであれば、

NTT 東西社は、銅線ケーブル網から光ファイバー網への移行計画を、むしろ明確にして公表すべきではないだろうか？

確かに、交換機技術設備へ過去投資してしまった事業者ユーザがいるかもしれない。

だが、その一方で、BB 通信設備へこれから投資したい事業者ユーザもいる。

もしも、そうした事業者ユーザのビジネス領域が、

NTT 持ち株会社子会社のビジネス領域と重複している場合には、

光ファイバー網への移行計画を事前に把握している子会社側が、営利的に有利となってしまう。

これでは、純粋な事業者ユーザと、持ち株会社子会社との間の、設備競争・サービス競争が不公平である。

それでも持ち株会社へ政府出資が必要なのだろうか？

## 2-2. 政府が NTT グループへの出資を必要とする理由

NTT 持ち株会社傘下には、情報処理システム事業を行なう NTT データ社も含まれる。

NTT データ社は、東証 1 部上場企業ではあるが、

NTT 持ち株会社を圧倒的筆頭株主としており、その出資率は 54%にも及ぶ。

( 第 2 位株主は国内信託銀行 ( 信託口 ) であり、その出資比率はわずか 4%である。 )

また、NTT データ社は、電電公社時代からの顧客を引き継ぎ、中央官公庁、地方行政府や政府出資民間企業との取引を継続している。従って、持ち株会社傘下に、中央官公庁向け情報処理システムを構築する子会社が連なることになる。

そうした過去からの経緯を踏まえると、持ち株会社へ高率高位出資することは、行政に関わる秘匿事項を管理するために、子会社をも含めた NTT 企業群への監督権限を強く保持し続けていたい、という政府の保身策のように受け止めることもできる。

しかしながら、持ち株会社へまで包括的に（持ち株会社を介して間接的に）資本金を注入してしまうことが、BB 通信における事業者間競争の妨げとなっている。つまり、政府による監督権強化志向が幅を利かせすぎており、IT 個人ユーザによる消費者志向が排除される傾向にある。

それでも持ち株会社へ政府出資が必要なのだろうか？

### 2-3. NTT グループ・政府の両者が政府出資を必要とする理由

かつて米 AT&T 社は、その独占排除を求める提訴に基づき分割された。その際、米 AT&T 社（あるいは、米国経済）が最も失敗してしまったのは、傘下のベル電話研究所が研究力・競争力を失ってしまったこと、だと言われている。

一方、現在の NTT 持ち株会社傘下には、複数の総合研究所（※1）が連なっている。そうした研究所では、旧電電公社時代に着任した人員も含めて、現在でも多数の研究者が雇用されている。

（※1）先端技術総合研究所、情報流通基盤総合研究、及びサイバーコミュニケーション総合研究所。

現在の NTT グループは、民営化されたとは言え、36%政府出資の半官半民株式会社である。その持ち株会社傘下に連なる総合研究所群も、当然、政府出資、言い換えれば税金によって、その屋台骨を支えられている存在だと言える。

そして、そうした総合研究所群で研究開発された技術が源となって、銅線ケーブル網や光ファイバー網等の占有設備に対して、NTT 東西社による独自規格や独自ルールが制定されている。

持ち株会社傘下の子会社による研究開発成果と言えども、政府出資を元手とするのであるならば、本来、その恩恵は、NTT ユーザに限定されることなく、納税者全体へ還元されるべきである。

ところが、現在、そうした研究開発成果の占用が、設備に対する独自規格化・独自ルール化を通じて、競争接続事業者（通信キャリア他社）を排除する要因となっている。

総合研究所群における研究開発は、もともと汎用化・共用化に対する配慮が欠けており、未稼働設備が増えるばかりで、積極的なコスト低減が行なわれていない。

ここでもやはり、持ち株会社へまで包括的に資本金を注入してしまうことが、BB 通信における事業者間競争の妨げとなっている。つまり、通信やエレクトロニクス分野における最先端の研究成果を、政府が囲い込んで管理専用しようとする嫌いがあり、IT 個人ユーザによる消費者志向が排除される傾向にある。

そもそも、総合研究所群は政府出資持ち株会社傘下の子会社なのであるから、その研究開発成果は積極的に納税者へ開放還元されるべきである。包括的に資本注入されてしまうと弊害ばかりが目立ってしまう。

それでも持ち株会社へ政府出資が必要なのだろうか？

### 3. NTT グループにおける持ち株会社制度を、どのようにあらためるべきであろうか？

それでは、NTT グループにおける持ち株会社制度を、どのようにあらためるべきであろうか？下記 6 点を提案する。

- 1: 現行持ち株会社をいったん解散する。
- 2: NTT 東社、NTT 西社、NTT コミュニケーションズ社（長距離電話）を統合した会社を、設備利用会社として新規設置する。
- 3: ユニバーサルサービス負担を前提に、上記 2 の新設会社に政府が出資する。
- 4: NTT グループ保有のボトルネック設備を、上記 2 とは別の設備保有会社へ移行し、完全別資本公司として新規設置する。
- 5: 持ち株会社と東証 1 部上場子会社 3 社（※2）との、親子上場を中止する。
- 6: 現状では、持ち株会社を経由して総合研究所群へ政府が出資している。

そこで、まず持ち株会社を解散する。

次に、総合研究所群を、上記 2、4 とは別の完全民間資本公司として新規設置する。

競争接続事業者（通信キャリア他社）が、この会社へ出資可能とする。

（※2）情報処理システム事業者 NTT データ社、携帯電話接続事業者 NTT ドコモ社と、建築通信設備事業者 NTT 都市開発社。

#### 3-1. 持ち株会社の解散と同時に、親子上場の中止が必要である！

持ち株会社傘下には、情報処理システム事業を行なう NTT データ社、携帯電話接続事業を行なう NTT ドコモ社や建築通信設備事業を行なう NTT 都市開発社といった子会社が存在する。3 社は皆、東証 1 部上場企業である。

NTT データ社の株主構成（出資順位/出資者/出資比率）は次の通りである。

- 1 位 / NTT 持ち株会社 / 54.1%、
- 2 位 / 国内信託銀行(※3) / 4.0%、
- 3 位 / 国内信託銀行(※4) / 3.8%、
- 4 位 / JP モルガン証券(株) / 1.1%、
- 5 位 / 国内信託銀行(※5) / 0.9%、
- 6 位 / NTT データ社員持株会 / 0.7%。

NTT ドコモ社の株主構成（出資順位/出資者/出資比率）は次の通りである。

- 1 位 / NTT 持ち株会社 / 63.1%、
- 2 位 / 国内信託銀行(※3) / 2.6%、
- 3 位 / 国内信託銀行(※4) / 2.3%、
- 4 位 / State Street Bank and Trust Company / 0.7%、
- 5 位 / 国内信託銀行 / 0.5%、
- 6 位 / SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS / 0.5%。

NTT 都市開発社の株主構成（出資順位/出資者/出資比率）は次の通りである。

- 1 位 / NTT 持ち株会社 / 67.3%、
- 2 位 / シービー ニューヨーク オービス エスアイシー アーヴィー / 2.9%、
- 3 位 / 国内信託銀行(※3) / 2.2%、
- 4 位 / 国内信託銀行(※4) / 2.0%、
- 5 位 / サ<sup>o</sup> バ<sup>o</sup> ンク オフ ニューヨーク - ジャスディックトリティー アカ<sup>o</sup> ント / 1.7%、
- 6 位 / ジェービー モルガン チェース バ<sup>o</sup> ンク 380055 / 0.7%。

(※3) 日本トラスティ・サービス信託銀行株（信託口）

出資順位 / 出資者 / 出資比率:

- 1 位 / リそな銀行 / 33.3%、
- 2 位 / 住友信託銀行 / 33.3%、
- 3 位 / 中央三井トラスト HD / 33.3%。

(※4) 日本スタートラスト信託銀行株（信託口）

出資順位 / 出資者 / 出資比率:

- 1 位 / 三菱 UFJ 信託銀行 / 46.5%、
- 2 位 / 日本生命保険相互会社 / 33.5%、
- 3 位 / 明治安田生命保険相互会社 / 10.0%、
- 4 位 / 農中信託銀行株式会社 / 10.0%。

(※5) 資産管理サービス信託銀行株（証券投資信託口）

出資順位 / 出資者 / 出資比率:

- 1 位 / みずほフィナンシャル G / 54%、

- 2 位 / 第一生命保険(株) / 23%、
- 3 位 / 朝日生命保険相互会社 / 10%、
- 4 位 / 明治安田生命保険相互会社 / 9%、
- 5 位 / 富国生命保険相互会社 / 4%。

3社は東証1部上場企業ではあるが、NTT 持ち株会社が圧倒的筆頭株主である。株主総会普通決議を可決するために必要となる、全株式数の1/2以上の議決権は、NTT 持ち株会社保有の株式数だけで既に確保されている。

また、NTT 都市開発社においては、株主総会特別決議を可決するために必要となる、全株式数の2/3以上の議決権も、NTT 持ち株会社保有の株式数だけで既に確保されている。

NTT ドコモ社においても、NTT 持ち株会社保有の株式数に、国内信託銀行（信託口）（※6）の保有株式数を加えれば、株主総会特別決議を可決するために必要となる、全株式数の2/3以上の議決権を確保可能である。

（※6）国内信託銀行（信託口）は、

NTT グループ勤務者を加入者として含む、厚生年金運用先である可能性がある。

また、国家公務員を加入者として含む、共済年金運用先である可能性もある。

そして、NTT 持ち株会社の筆頭株主は政府（財務大臣）であり、その出資比率は36%にも及ぶ。

つまり、子会社3社（データ社、ドコモ社、都市開発社）の経営方針は、圧倒的筆頭株主であるNTT 持ち株会社の意向に、そして、NTT 持ち株会社の経営方針は、圧倒的筆頭株主である政府（財務大臣）の意向に、強く左右されることとなる。

政府の態度には、（現総合研究所群を含む）旧電電公社とその事業に対する、監督権・既得権・（特にNTT データ社との間の）秘匿事項を保持したい、とする意向が見え隠れしている。

しかし、持ち株会社制度による資本構造（包括的な資本金注入）が継続してしまうと、そうした政府の意向は、IT 個人ユーザ（納税者）が享受したいと考える利益と、いつまでも噛み合わない。

NTT グループは、持ち株会社制度の元で政府出資を受けるべきではない。政府出資を必要とする事業部門（子会社）があるのであれば、まず持ち株会社制度を廃止すべきである。また、NTT 持ち株会社は、現在36%政府出資の株式会社である以上、子会社3社へ高率高位出資をして親子上場を続けてしまうべきではない。

### 3-2. 持ち株会社の解散と同時に、政府出資先の限定化が必要である！

持ち株会社制度を廃止した上で、政府出資が必要となる子会社を限定する必要がある。

ユニバーサルサービス負担を前提とするのであれば、  
NTT 東西社と NTT コミュニケーションズ社を統合した設備利用会社に、  
政府出資することは考えられるであろう。

設備保有部門には、銅線ケーブル網と光ファイバー網への二重投資負担が発生する。  
ただし、地方政府が、IRU 方式を採用して、光ファイバー網への設備投資を負担している場合がある。  
また、光ファイバー網が全く埋設されていない地方がまだまだ広く存在する。  
つまり、光ファイバー網への投資に関する事業リスクは、既に積極的に回避されていることになる。

また、ソフトバンク社による設備保有会社の共同設置提案（2010年10月）を、  
持ち株会社自らが拒絶した経緯もある。

（持ち株会社自らが、だらだらと続いてしまう二重投資を肯定した経緯がある。）

従って、NTT 自体が出資していないにも関わらず、  
政府が設備保有部門へ先行して出資してしまうことは、適切でないと考えられる。

NTT データ社と官公庁・地方行政府との間には、  
旧電電公社時代から続く秘匿権管理の問題があるのかもしれない。  
だがそれは、IT 個人ユーザの利便性向上とは、接点が乏しい。  
政府出資が必要なかどうか、  
持ち株会社制度を廃止して、持ち株会社制度という名の蚊帳の外で解決を図って欲しい。

### 3-3. 持ち株会社の解散と同時に、NTT 総合研究所群の完全別資本会社化が必要である！

総合研究所群の研究成果が、汎用性・共用性の乏しい独自規格・独自ルールの源となっている。  
政府出資・納税者出資の持ち株会社子会社による研究成果であるからには、  
本来であれば、NTT グループの内外を問わずに、利用され普及しているべきである。  
ところが、それら研究成果は、NTT グループ内に囲い込まれる傾向にある。

例えば、局舎 OLT 付属 OSU 装置にしても、典型的な独自規格の設備であり、  
NTT 東西社においても、競争接続事業者が共用で使用することに積極的でない。  
これでは、いつまでたっても設備利用率は向上せず、休眠設備が放置されてしまう。

（通信機器・半導体）製造メーカーにとっても、IT 個人ユーザにとっても、コスト負担ばかりが大きい。

NTT 総合研究所群が、純粋な設備競争を望むのであれば、  
NTT 総合研究所群は、持ち株会社傘下から離れ、完全民間独立資本の上場会社として、  
新規設立されるべきである。

以上